

処分規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）が担うシッティングバレーボール等の普及と競技力の向上という重要な役割に鑑み、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びシッティングバレーボール等における暴力行為等の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保する事を目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、本協会倫理規程第2条に規定する役職員等に適用する。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定された者の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく本協会の指示に従わないこと。
- (2) 本協会の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- (3) 暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行うこと。
- (4) その職務に関して、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与すること。
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与すること。
- (7) 関係法令又は本協会の定める諸規程に違反すること。

2 ドーピング違反行為に関しては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程による。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本協会は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことが出来る。

(1) 役員等に対する処分の種類

- ①戒告 口頭による嚴重注意を行い戒める。
- ②譴責 文書による嚴重注意を行い戒める。
- ③降格 下位の役職に移行させる。
- ④懲戒免職 役員については定款第24条に基づき解任する。

(2) 職員に対する処分の種類

- ①戒告 口頭による嚴重注意を行い戒める。
- ②譴責 文書による嚴重注意を行い戒める。
- ③減給 報酬又は給与を減額する。但し労働基準法第91条を限度とする。
- ④出勤停止 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤降格 下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥諭旨免職 諭旨により退職願を提出させる。これに応じないときは解雇する。
- ⑦懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職とする。

- (3) 審判員、指導員、選手並びにチーム
 - ①戒告 口頭による嚴重注意を行い戒める。
 - ②譴責 文書による嚴重注意を行い戒める。
 - ③登録資格停止 一定期間、本協会登録者としての資格を停止する。
 - 有期の登録資格停止 1ヶ月以上5年以内の期間を定めてその登録資格を停止する。
 - 無期の登録資格停止 期間を定めずにその登録資格を停止する。
 - ④登録資格の剥奪 永久に本協会の会員としての資格を剥奪する。
- 2 本協会は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他の必要な措置を科すことが出来る。

(登録資格停止の解除)

- 第5条 前条第1項の(3)の登録資格停止処分を受けた者は、当該登録資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後(無期の登録資格停止処分については4年を経過した後)に、以下の手続により、当該登録資格停止処分の解除申請をすることが出来る。
- (1) 当該者は、本協会事務局(以下「事務局」という。)に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する。
 - (2) 事務局は、本協会倫理委員会(以下「委員会」という。)に前号の書類一式を回付する。
 - (3) 委員会は、当該会員等を聴聞の上、解除妥当と判断したときはその旨を理事会に答申する。
 - (4) 前号の答申を受けた理事会において、解除につき審議・決定する。
- 2 理事会において解除が認められた者は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

- 第6条 本協会は、全ての規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

- 第7条 処分の審査については、倫理委員会が中立、公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

- 第8条 倫理委員会は、必要に応じて適宜、本協会及び審査対象者又はその他当該事案に関係する人物・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることが出来る。
- 2 倫理委員会は、前項の調査並びに前条の審査及び答申について、次の調査委員会に委任することが出来る。
- (1) スポーツ指導における暴力行為等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)第三者相談・調査委員会
 - (2) 臨時に設置する第三者による調査委員会

(処分の決定)

- 第9条 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、倫理委員会及び前条第2項の調査委員会答申を尊重するものとする。
- 2 前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- (1) 審査対象者
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続の経過
 - (5) 処分の理由及び証拠の標目
 - (6) 処分の年月日
 - (7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立てを行うことが出来る旨及びその申立期間
- 3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

（不服申立て）

- 第10条 前条第2項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申立てがあったときは、倫理委員会は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。
- 2 前項の不服審査会の構成は、次の通りとする。
- (1) 倫理委員会委員長
 - (2) 外部有識者を含め、倫理委員会委員長若しくは代表理事が特に指名した者
- 3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。
- 4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会の開催を要しない。

（日本スポーツ仲裁機構への不服申立て）

- 第11条 前条に関わらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

（刑事裁判等との関係）

- 第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することが出来る。本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

（附則）

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。

一般社団法人日本パラバレーボール協会

定 款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本パラバレーボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、全国の身体障がい者に呼びかけ、シットィングバレーボール、ビーチバレーボール及びスタンディングバレーボール（以下これらを総称して「シットィングバレーボール等」という）の技術の取得に必要な協力・指導を行い、バレーボールを健常者と共に楽しみ、相互の理解を深め、社会人としての自覚のもとに障がいを乗り越え、身体障がい者の社会的・文化的生活の向上を図ることを通じて会員相互の支援、交流、親睦その他会員に共通する利益を図る活動を行うこと、さらには広く一般社会との交流を促進することによって、社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) シットィングバレーボール等に関する講習会、練習会の企画、運営及び開催
- (2) シットィングバレーボール等に関する各種競技会の企画、運営及び開催
- (3) シットィングバレーボール等に関する指導者の教育、研修、育成及び派遣
- (4) シットィングバレーボール等に関する競技規則及び資格規程の制定
- (5) 日本パラリンピック委員会、WPV (World ParaVolley) に加盟し活動すること
- (6) 関係諸団体との交流及び協力（国際交流を含む）、事業推進を深める諸活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体、企業、法人

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、シッティングバレー等の各種競技会、イベント等に参加するために入会した個人又は団体、企業、法人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体、企業、法人

- 2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 会費の納入期限は、毎年度5月末日とする。
3 既納の会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
(2) 正会員全員が同意したとき。
(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第5条に定める正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名（団体、企業、法人）につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項に定める会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期も前項と同様とする。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長のほか、次の各部・各部長を置き、各部はそれぞれ次の業務を行う。
(1) 広報部
イ、大会や合宿を開催する際、地域や全国に広報を行うとともに、各企業や個人に対しての協賛・協力依頼を行う。
ロ、障がい者スポーツ振興発展のための調査研究及び内外情報の収集、提供その他の

啓発広報を行う。

(2) 技術・審判部

- イ. 選手の技術強化指導、コーチングの研究や審判員の育成・研修、国際ルールや国内ルールの研究などを分掌する。
- ロ. イに掲げた指導・育成及び研修等を通じ、スポーツライフの充実を図ると共に、その効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずる。

(3) 国際部

- イ. WPV (World ParaVolley) との連携を図るとともに、海外チームとの交流を促進し、国際的な活動を目指すことを目的として活動する。
- ロ. パラリンピック、世界選手権大会、アジアパラ競技大会その他国際大会に関し、組織委員会との連絡及びエントリーを含む一切の業務を行う。

(4) 医務部

- イ. 選手の身体的精神的強化に関する医療的指導、支援及び安全管理を行う。
- ロ. 競技者の健康と公平性を守るために、世界ドーピング防止機構 (WADA) 及び国際パラリンピック委員会 (IPC) のドーピング防止規約を遵守し、かつ日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) の定めるドーピング防止規程を受諾・承認し、ドーピング防止を推進する。
- ハ. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツコーチ、障がい者スポーツトレーナー及び障がい者スポーツ医の育成、指導及び講習を行う。

(5) 財務部

- イ. 各事業部門と連携し、この法人の正確な財務会計情報を管理する。
- ロ. 財務及び会計に係る整備、運用及び推進、業務の審査、財務分析その他一切の業務を行う。

3 事務局長及び各部長その他重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金及び補助金
- (4) その他の収入

(経費)

第33条 この法人の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(自動応諾条項)

第42条 この法人が行った決定事項に対する競技者からの不服申立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

第12章 附 則

(準拠すべき法律)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関係法令によるものとする。

本書は当法人の定款に相違ありません。

平成26年4月1日